

栃木県立高等学校入学者選抜制度要綱

令和 7（2025）年 6 月 13 日

栃木県教育委員会

「栃木県立高等学校入学者選抜制度の改善方針」（令和 5（2023）年 11 月 24 日）を踏まえ、全日制課程、定時制課程及び通信制課程における入学者選抜の方法等を「栃木県立高等学校入学者選抜制度要綱」として定める。

なお、本要綱に規定されていない事項については「栃木県立高等学校入学者選抜要項」において定める。

第 1 全日制課程について

1 本検査

(1) 一般選抜

各高等学校において、次に定めるところにより、一般選抜を実施する。

ア 入学志願資格

別に定める志願資格に該当する者とする。

イ 出願

(ア) 1 校 1 学科（系・科）限りとし、第 2 志望又は第 3 志望まで認める場合については、別に定める。なお、定時制課程の一般選抜及びフレックス特別選抜との併願はできない。

(イ) 出願に要する書類

- a 入学願書
- b 調査書
- c その他必要な書類

(ウ) 出願手続

出願手続等については、別に定める。

(エ) 出願変更

出願に要する書類の提出後において、出願先の高等学校、学科（系・科）を、別に定める期間において、1 回に限り同じ課程の学校・学科（系・科）に変更することができる。

ウ 選抜の方法

(ア) 学力検査

- a 国語、社会、数学、理科及び外国語（英語）について行う。
- b 検査時間は、1 教科当たり 50 分とする。

(イ) 実技検査

別に定める高等学校・学科（系・科）において行う。

エ 入学者の選抜

調査書その他必要な書類、選抜のための学力検査の成績及び実技検査実施校における実技検査結果を資料とし、各高等学校の教育を受けるに足る能力・適性等を判定して行う。なお、調査書の評定、学力検査及び実技検査実施校における実技検査の比重の置き方については、別に定める。

(2) 特色選抜

各高等学校において、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）及び出願するための資格要件等を明示した上で、次に定めるところにより、特色選抜を実施する。

ア 入学志願資格

一般選抜に出願し、かつ、志願する高等学校が別に定める資格要件を満たす者とする。

イ 募集定員に占める割合

別に公示する学校・学科（系・科）の募集定員の50パーセントを上限とし、各学校・学科（系・科）ごとに定めるものとする。

ウ 出願

(ア) 一般選抜と同一校同一学科（系・科）とする。

(イ) 出願に要する書類

一般選抜の出願に要する書類に加え、自己表現シートを提出するものとする。

(ウ) 出願手続

出願手続等については、別に定める。

(エ) 出願変更

出願に要する書類の提出後において、出願先の高等学校、学科（系・科）を変更することはできない。なお、別に定める期間において、一般選抜の志願先を変更する場合には、特色選抜の出願は取り下げることとなる。

エ 選抜の方法

(ア) 学力検査

国語、社会、数学、理科及び外国語（英語）について行い、一般選抜で実施する学力検査をもってこれに代える。

(イ) 学校独自検査

各高等学校は、高等学校長の判断により、面接、作文、プレゼンテーション及び実技等、各学校・学科（系・科）の特色に応じて独自に設定した方法による検査（以下「学校独自検査」という。）を行う。また、提出された自己表現シートは、出願するための資格要件の確認や、面接等における参考資料として活用する。なお、調査書の評定、学力検査及び学校独自検査の比重の置き方については、別に定める。

オ 入学者の選抜

各高等学校は、入学志願資格を満たす者のうち、一般選抜における学力検査、学校独自検査の結果、調査書及びその他必要な書類等を資料とし、各高等学校の教育を受けるに足る能力・適性等を判定して行う。ただし、エのとおり、自己表現シートは学校独自検査における参考資料として活用する。

(3) 中高一貫教育に係る併設型高等学校の入学者の選抜における特例

中高一貫教育に係る併設型高等学校においては、当該高等学校に係る併設型中学校の生徒に対する入学者の選抜は行わないものとする。

(4) 海外帰国者、外国人等の入学者の選抜

海外帰国者、外国人等の入学者の選抜については別に定める。

2 追検査

(1) 対象者

本検査（一般選抜及び特色選抜）に出願した者のうち、本人に帰責されない合理的な事由により、本検査当日に別室での受検ができなかった者で、かつ、追検査の受検を希望する者。

(2) 申請手続

追検査の受検を希望する場合は、中学校長を経由して、別に定める期間に本検査の出願先の高等学校長まで追検査申請書に医師の診断書等を添えて申請する。

(3) 選抜の方法

本検査に準ずる。なお、学力検査は本検査と同程度の問題を用いて実施する。

(4) 入学者の選抜

本検査に準ずる。なお、当該高等学校の募集定員に含め、本検査と併せて発表する。

3 再募集

本検査及び追検査において、合格者数が定員を満たしていない高等学校において再募集を実施する。

(1) 入学志願資格

別に定める志願資格に該当する者のうち、次の①②の二つの要件を満たす者

①県内公立高等学校入学者選抜で合格していない者

②国立（高等専門学校を含む）、私立高等学校への入学手続をしていない者

(2) 出願

ア 出願に要する書類

(ア) 入学願書

(イ) 調査書

(ウ) その他必要な書類

イ 出願手続

出願手続等については、別に定める。

ウ 出願変更

認めない。

(3) 選抜の方法

面接及び作文を行う。

(4) 入学者の選抜

調査書、面接及び作文の結果等を資料とし、当該高等学校の教育を受けるに足る能力・適性等を判定して行う。

第2 定時制課程について

1 本検査

(1) 一般選抜

各高等学校において、次に定めるところにより、一般選抜を実施する。

ア 入学志願資格

別に定める志願資格に該当する者とする。

イ 出願

(ア) 1校1学科限りとし、第2志望又は第3志望まで認める場合については、別に定める。なお、全日制課程の一般選抜及び特色選抜との併願はできない。

(イ) 出願に要する書類

- a 入学願書
- b 調査書
- c その他必要な書類

(ウ) 出願手続

出願手続等については、別に定める。

(エ) 出願変更

出願に要する書類の提出後において、出願先の高等学校、学科（部）を、別に定める期間において、1回に限り同じ課程の学校・学科（部）へ変更することができる。

ウ 選抜の方法

(ア) 学力検査

- a 全日制課程の学力検査と同一日程同一問題で、国語、社会、数学、理科及び外国語（英語）について行う。ただし、高等学校長の判断により、学力検査を国語、数学及び外国語（英語）の3教科にすることができる。
- b 検査時間は、1教科当たり50分とする。

(イ) 面接

個人面接を行う。

エ 入学者の選抜

調査書その他必要な書類、選抜のための学力検査の成績及び面接の結果等を資料とし、各高等学校の教育を受けるに足る能力・適性等を判定して行う。なお、調査書の評定、学力検査及び面接の比重の置き方については、別に定める。

(2) フレックス特別選抜

フレックス・ハイスクールにおいて、次に定めるところにより、一般選抜に加え、フレックス特別選抜を実施する。

ア 入学志願資格

別に定める志願資格に該当する者とする。

イ 募集定員に占める割合

別に公示する学校・学科（部）の募集定員の50パーセントを上限とし、各学校・学科（部）ごとに定めるものとする。

ウ 出願

(ア) 志願するフレックス・ハイスクールに設置された複数の部（午前部・午後部・夜間部）を志願することができる。なお、フレックス特別選抜のみ出願することができる。

(イ) 出願に要する書類

フレックス特別選抜を志願する者は、以下の書類を提出する。ただし、定時制課程の一般選抜を併せて志願する者は、一般選抜の出願に要する書類をもってこれに代え、自己表現シートのみ提出する。

- a 入学願書
- b 調査書
- c 自己表現シート

(ウ) 出願手続

出願手続等については、別に定める。

エ 選抜の方法

学力検査は行わず、面接及び作文をもってこれに代える。なお、定時制課程の一般選抜を併せて志願する者の面接については、フレックス特別選抜における面接をもってこれに代える。

(7) 面接

個人面接を行う。

(イ) 作文

当該高等学校長が別に定める。

オ 入学者の選抜

調査書、自己表現シート、面接及び作文の結果等を資料とし、当該高等学校の教育を受けるに足る能力・適性等を判定して行う。

2 追検査

(1) 対象者

本検査（一般選抜及びフレックス特別選抜）に出願した者のうち、本人に帰責されない合理的な事由により、本検査当日に別室での受検ができなかった者で、かつ、追検査の受検を希望する者。

(2) 申請手続

全日制課程の追検査に準ずる。

(3) 選抜の方法

全日制課程の追検査に準ずる。

(4) 入学者の選抜

全日制課程の追検査に準ずる。なお、当該高等学校の募集定員に含め、本検査と併せて発表する。

3 再募集

本検査及び追検査において、合格者数が定員を満たしていない高等学校において再募集を実施する。

(1) 入学志願資格

別に定める志願資格に該当する者のうち、次の①②の二つの要件を満たす者

- ① 県内公立高等学校入学選抜で合格していない者
- ② 国立（高等専門学校を含む）、私立高等学校への入学手続をしていない者

(2) 再募集の実施

全日制課程の再募集に準ずる。

(3) 出願

ア 出願に要する書類

- 全日制課程の再募集に準ずる。
 - イ 出願手続
全日制課程の再募集に準ずる。
 - ウ 出願変更
全日制課程の再募集に準ずる。
 - (4) 選抜の方法
全日制課程の再募集に準ずる。
 - (5) 入学者の選抜
全日制課程の再募集に準ずる。
- 4 海外帰国者、外国人等の入学者の選抜
海外帰国者、外国人等の入学者の選抜については別に定める。

第3 通信制課程について

- 1 入学志願資格
別に定める志願資格に該当する者とする。
- 2 出願
出願方法等については、別に定める。
- 3 選抜の方法
学力検査を行わず、面接をもってこれに代える。
- 4 入学者の選抜
調査書その他必要な書類及び面接の結果等を資料とし、各高等学校の教育を受けるに
足る能力・適性等を判定して行う。

第4 その他

この要綱に定めるもののほか、入学者選抜に関して必要な事項は、栃木県立高等学校
校入学者選抜要項において、年度ごとに別に定める。

附 則

この要綱は、令和9年度県立高等学校入学者選抜から適用する。